

# 「地域における若者支援のための体制整備モデル事業」実施要綱

平成21年6月5日

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定

## 1 事業の目的

近年、我が国の青少年をめぐる様々な問題は深刻化しており、特に青少年の社会的自立の遅れに対する立ち直り支援の充実強化は喫緊の課題となっている。

こうした中、内閣府の「若者の包括的な自立支援方策に関する検討会」（平成16年9月～17年6月開催）において、地域における若者の自立支援体制を整備するため、若者の自立支援に対応する専門的な相談員（ユースアドバイザー）を養成することが提言されている。

この提言を受け、内閣府では、平成19年度において、ユースアドバイザーの研修・養成プログラム（以下「研修・養成プログラム」という。）を開発するとともに、研修において使用する教材を作成したところである。

さらに、平成20年12月に策定された新しい「青少年育成施策大綱」においては、ニート、ひきこもり等自立や社会参加に困難を抱える青少年に対しては、官民の関係機関が連携し、様々な手法による早期からの対応が必要であることを踏まえ、『「地域における官民の関係機関による支援ネットワークの整備」について、その推進方策の検討を進める」とされた。

本事業は、昨年度に引き続き、青少年センター（少年補導センター、青少年支援センター等を含む。以下同じ。）を中心とする実施地域（15地域）（以下「実施地域」という。）においてモデル事業を実施するとともに、その結果及び市町村等の先進的な事例を踏まえて効果的な自立支援の在り方を検討し、得られた成果を「地域における若者サポートアップマニュアル」（仮称）として全国に普及させることにより、地域における若者支援体制を充実し、支援を効果的に推進するものである。

## 2 事業の概要

### （1）実施地域

岩手県盛岡市  
群馬県前橋市  
千葉県千葉市  
千葉県市原市  
東京都立川市  
神奈川県横浜市  
静岡県焼津市  
新潟県三条市  
長野県上田市  
三重県亀山市  
京都府宇治市  
島根県松江市  
徳島県上板町  
福岡県北九州市  
沖縄県那覇市

## (2) 実施内容

### ア ユースアドバイザー養成講習会の開催及びコーディネーター研修の実施

各実施地域において、青少年センター等の相談機関で活動するユースアドバイザーを養成するため、研修・養成プログラムに基づき、「ユースアドバイザー養成講習会」を開催する。

また、事業実施に際し、中核機関において本事業に係る調整事務を担当する職員に対し、コーディネーターとして必要な知識等を身に付けるための研修（以下「コーディネーター研修」という。）を実施する。

### イ 青少年センターを中核機関とした若者支援体制の整備

青少年センターを地域の青少年相談機関のネットワークの中核機関として位置付け、非行（不良行為及びぐ犯を含む。）、不登校、ひきこもり等社会適応上の困難な課題等様々な問題を抱える若者を、相談の総合受付、関係機関（地方自治体、教育、就労、福祉、医療・保健、司法関係の各機関等）との連携と支援計画の作成、アウトリーチ（訪問支援）の実施、個別ケース検討会の開催等により、関係機関・団体等と連携して個別的・継続的に支援する若者支援体制の整備を行う。

また、各実施地域における取組結果を中央企画委員会及び地方企画委員会において検討するとともに、各実施地域の関係機関の相談担当者によるユースアドバイザー定例会議において、具体的な効果的取組の在り方について検討する。

#### (ア) 中央企画委員会

学識経験者等及び各実施地域の中核機関の代表者からなる中央企画委員会において、事業の実施に際し、本事業において目指すべき体制を明らかにするとともに、実施する上で明らかとなった課題や特徴的な事例等について総合的に検討し、また、実施結果を踏まえた今後の取組の在り方を検討する。

#### (イ) 地方企画委員会

各実施地域の学識経験者等及び連携する各関係機関の代表からなる地方企画委員会において、事業の実施に際し、地域における支援体制の課題を整理し目指すべき体制を明らかにするとともに、関係機関における取組や連携に関して生じた課題及び実施結果を踏まえた効果的な取組の在り方を検討する。

#### (ウ) ユースアドバイザー定例会議

各実施地域において活動する相談員が定期的に集まり、各相談員及び相談機関の取組状況や課題について検討する。

### ウ 地域における若者支援スタートアップマニュアルの作成

地域における困難を抱える青少年の総合的な支援体制の整備に当たり必要な内容等について学識経験者等から構成される企画委員会（以下「スタートアップマニュアル企画委員会」という。）における検討結果及び先進的な取組を行う地域の調査研究の結果を踏まえ、地域における若者支援体制の整備手続、支援実施の拠点となる機関の体制・要員等の在り方、人材育成システム、体制の管理・運営、支援実施要領等のノウハウを取りまとめた冊子を作成する。

## 3 事業者への委嘱

本事業（ユースアドバイザー養成講習会、コーディネーター研修、中央企画委員会、地方企画委員会、ユースアドバイザー定例会議及びスタートアップマニュアル企画委員会に係る運営事務等）については、政策統括官（共生社会政策担当）が民間事業者に委嘱して行う。

#### 4 その他

上記に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年育成第1担当）が別に定める。